

袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）  
計画変更（案）

（乳児等通園支援事業の量の見込み及び  
確保方策等に関する変更）

令和　　年　　月

袖ヶ浦市

## (計画変更の概要)

市では、地域の特性や課題に応じたこども・子育て支援施策を、計画的に推進するとともに、核家族化の更なる進行や女性就業率の上昇、地域住民相互の関係性の希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境のめまぐるしい変化に対応するため、令和7年3月にこども・子育て支援施策の新たな総合的指針となる「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）」を策定しました。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含しており、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て支援施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけ、計画に基づく事業を展開しています。

本計画に位置付けされている乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として、令和8年度より全国的に実施されます。

この度、事業の実施に向けて、令和7年9月29日付で「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（以下、「量の見込み手引」という。）及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」が改正されました。

このため、改正後の量の見込み手引及び基本指針に基づき、次の2点について計画を変更する必要が生じたものです。

- ① 乳児等通園支援事業に係る量の見込み及び確保方策の変更
- ② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容の追加

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (14) 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していない子どもを月一定時間の範囲で、保育所等で預かりを行う事業です。

#### 〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○全国自治体で令和8年度から本格実施予定の新制度で、実施する教育・保育施設の選定が必要となります。

○量の見込み及び確保方策は、国の手引きに基づき、令和8年度、令和9年度は月一人あたりの利用時間を3時間、令和10年度以降は月一人あたり10時間として量の見込み(必要定員数)を算出し、確保方策は見込みに対応できるよう算出しました。

○保育ニーズの充足を優先としつつ、既存の教育・保育施設を活用して実施事業者の確保を行っていきます。

#### 〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		12	12	37	34
確保方策		12	12	37	34

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (14)乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していない子どもを月一定時間の範囲で、保育所等で預かりを行う事業です。

#### 〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として全国市町村で実施され、当市においても教育・保育施設の選定が必要となります。

○国の手引きに基づいて利用割合を見込み、月一人あたり10時間を利用上限として量の見込み(必要定員数)を算出し、量の見込みに対応できるよう確保方策を算出しました。

○保育ニーズの充足を優先としつつ、既存の教育・保育施設を活用して実施事業者の確保を行っていきます。

#### 〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		9	10	12	13
確保方策		9	10	12	13

#### 〔乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保〕

○乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促すなど、地域の教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との円滑な連携・接続を支援してまいります。